平成２６年（フ）第２４４号
盛岡市下飯岡14地割47番地３、開始決定時の住所盛岡市向中野２丁目36番１号
破産者　長尾　大基
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０２号
岩手県一関市萩荘字本町８番地
破産者　村上　研二
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８号
秋田県由利本荘市岩谷町字日渡167番地
破産者　髙橋喜一郎
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１１号
秋田県由利本荘市岩城亀田大町字蔵小路67番地２
破産者　岩見　太輔
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野36番地29　小笠原洋子貸家２号室
破産者　木村ひと美
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１８８号
埼玉県深谷市東方1857番地12
破産者　高田　清美
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０７８号
横浜市金沢区平潟町29番４―101号、開始決定時の住所横浜市金沢区大川７番４―516号
破産者　岡田　大介
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３５号
神奈川県綾瀬市大上２丁目２番４―206号
破産者　田平　高敏
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６号
福井県越前市瓜生町第35号１番地の６
破産者　笹本　徹也
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
福井市成和１丁目1005番地６
破産者　林　　龍喜
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
福井県越前市富士見が丘１丁目１番地の７、旧住所福井県越前市家久町第74号44番地の１ヴィレッジ家久202
破産者　大村　隆弘
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
福井市羽水２丁目127番地　オリアナ402
破産者　伊藤　美樹
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
福井県敦賀市神楽町２丁目６番22号
破産者　橋詰　佳明
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４９号
島根県大田市大田町大田口762番地22
破産者　赤石　紀明
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４３２号
北九州市八幡西区折尾５丁目５番25―603号
破産者　水浦　隆一
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０号
大分県宇佐市安心院町木裳139番地の１
破産者　信井　恵子
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１０７７８号
東京都世田谷区南烏山３丁目12番１号　グローリオ芦花公園テラス棟604号
破産者　株式会社ＺＥＮコーポレーション
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３号
埼玉県狭山市稲荷山２丁目10―２―501
破産者　杉本　茂晃
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２３号
東京都大田区仲池上２丁目30番８号
破産者　有限会社池上塗料店
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部